



新年度が始まりました。

4 日清明, 20 日穀雨, 29 日昭和の日

1. April 改正情報・案内

(1) 4 月 1 日から常時 500 人以下の企業等にも社会保険の適用拡大されました。<任意の加入>
下記ア、イの事業所に勤務する短時間労働者も、新たに厚生年金保険等の適用対象となりました。

ア. 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所→任意特定適用事業所申出書、同意書の添付
過半数の代表者の同意書又は 2 分の 1 以上の同意書
イ. 地方公共団体に属する事業所

※国に属する全ての事業所については平成 28 年 10 月から適用拡大を開始しています。

※短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方をいいます。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと

(2) 平成 29 年度から 3 年間、労使折半で負担する雇用保険料を 0.8% から **0.6% に引き下げ** (労使それぞれ 3/1000 建設業は 4/1000)。

(3) 現在の育児休業は原則 1 歳までで、保育所に入れない場合等に限り 1 歳 6 か月まで延長が認められていますが、10 月 1 日から改正により、さらに **6 か月 (2 歳まで) 再延長** できるようになります (※6 か月経過時に入所できない場合)。また、それに合わせて育児休業給付の支給期間も延長となります。

(4) 平成 25 年 4 月 1 日施行の改正労働契約法による **有期雇用者の無期労働契約転換制度** が創設されて 4 年が経過しました。5 年経過まで 1 年を切りました。

(5) 事務組合愛知中央 S R 経営労務センターにご加入の事業所様は、労働保険の年度更新の手続きの時期となり書類関係の締切は、GW 明けの予定です。ご協力よろしくお願い致します。

※ (労使折半料率) 健康保険 **49.6** (愛知) / 1000、介護保険 **8.25** / 1000
厚生年金保険 **90.91** / 1000 雇用保険 **3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

2. 名言名句

「私は自分のことを『成功者』ではなく『成長者』だと思っている。前者は成功すれば終わってしまうが、後者は成長している限り永遠だ」
ジャッキーチェン

3. 法改正等ワンポイント

時間外上限は「**休日労働を含み 100 時間未満**」

政府の働き方改革実現会議は、「働き方改革実行計画と工程表」を決定。「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」が決定されました。

「臨時的な特別な事情がある場合」の上限とされた年 720 時間 (月平均 60 時間) の範囲内で、一時的な繁忙の場合でも上回ることでない上限値の具体的な内容など付加した形となっています。このうち、業務運営面の事情と過労死防止対策の視点から労使の議論が紛糾した 1 カ月当たりの上限については、「**休日労働を含んで 100 時間未満**」を満たさなければならないとする。

このほか、1カ月を超える期間について、2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月の平均で、いずれにおいても**休日労働を含み80時間以内**を満たすこと、上限の原則である月45時間を上回る特例の適用は年6回を上限とすることが盛り込まれています。これまで残業と休日（法定休日）労働は分けて考えることができましたが、「**休日労働を含む**」という点が注目されます。過重労働を考えると当然の事と言えます。今回の計画では、可能な限り労働時間の延長を短くするため、**労働基準法に新たに指針を定める規定を設ける**こと、労働時間等設定改善法の改正により、前日の終業から翌日の始業までに一定時間の休息を確保する「勤務間インターバル制度」導入についての努力義務を設けることについても言及しています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/hatarakikata.html#headline>

4. 統計・情報

① タクシー会社において、歩合給を計算する際に残業代相当額を控除する賃金規則の違法性（労基法37条違反）が問われていた事件で、最高裁判所は「当然に公序良俗に反して一律に無効とは言えない」としたが、同条に違反するかどうかについて原審では審理がなされていないことを理由に東京高裁に差し戻した。この事件ではドライバーら14人が2010～2012年の未払い分の支払いを求めている。

〔参考リンク〕 賃金請求事件（最高裁判所ホームページ）（2月28日）

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86544

歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の賃金規則における定めが公序良俗に反し無効であるとした原審の判断に違法があるとされた事例

② 厚生労働省が「就労条件総合調査」の結果を発表し、**2015年の有休取得率が48.7%**（前年比1.1ポイント増）となり、2年ぶりに上昇したことがわかった。ただ、長期的には減少傾向で、政府目標（2020年までに70%）の達成は難しい状況。（2月28日）

③ 厚生労働省が3月1日公表した「第22回生命表」によると、**日本人の平均寿命は、男性80.75年、女性86.99年**。前回と比べ、男性は1.20年、女性は0.69年上回った。

④ 法務省は、各地の入国管理局が**外国人技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」**があったと通知した受入れ機関が2016年に**239件**あったと発表した。通知を受けた機関は最大で5年間、実習生の受入れが禁止される。不正の内訳は、労働関係法令の違反が134件、不正行為の隠蔽が94件、申請内容と異なる他の機関で実習をさせたことなどが51件。



西村京太郎「十津川警部シリーズの原作等」

先月14日に大好きな俳優の**渡瀬恒彦さん**が亡くなりました。本当に残念でなりません。数々のドラマで「味のある演技」をされその個性がそのドラマを支えていたのだと改めて思いました。長く続いたシリーズでは、刑事ものが多く**西村京太郎サスペンス「十津川警部シリーズ54作品（1992年～2015年）」**を筆頭に「おみやさん」「警視庁捜査一課9係」、他には「タクシードライバーの推理日誌」、10年前のNHK朝ドラ「ちりとてちん」では落語家の師匠など数多く楽しませてくれました。空手の有段者で「怒らせたら怖い」という事をあとで知りましたが、人情味あふれ温かみのある演技が印象深いです。「おみやさん」シリーズで共演した**友近さん**は、「**誰よりも早くスタジオに入り準備、本当にまじめ、そして後輩に優しく**」との事、それとアドバイスとして「**撮影では一つくらいアドリブを入れるぐらいの気持ちで！それが個性につながるのだ**」と。友近さんが「こんなにアドリブ（即興）を入れてもいい雰囲気があるとはビックリだった」と！**アドリブがちりばめられていた**とは、なんとなくわかる気がします。アドリブというよりは多分自然体で演技をしていたのではと想像します。機械ではない**人間っぽところが最大の魅力**で、それが彼のアイデンティティーだったと思います。彼のようなキャラクターはなかなか思い浮かびません。先日TV放映された「そして誰もいなくなった」は**最後の出演作品**で、**病と闘いながらも迫力の演技**を見ることができました。「凄かった。」**渡瀬恒彦さんの「十津川警部シリーズ」**がもう見られないのは残念ですが、十津川警部シリーズは「**内藤剛志さん**」が後継者らしいので、違った演技に期待したいと思います。

「**人生にアドリブ(ad lib)を！**」 さて春からどんなドラマがスタートするのでしょうか。（S）